

改正案	現行
<p>（有価証券の売出しに該当しない有価証券の取引）</p> <p>第一条の七の三 法第二条第四項及び第六項に規定する政令で定める有価証券の取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。</p> <p>一〜六 （略）</p> <p>七 取得勧誘のうち法第二条第三項第二号イからハまでに掲げる場合に該当するもの、売付け勧誘等のうち同条第四項第二号イからハまでに掲げる場合に該当するもの、組織再編成発行手続のうち法第二条の二第四項第二号イ若しくはロに掲げる場合に該当するもの又は組織再編成交付手続のうち同条第五項第二号イ若しくはロに掲げる場合に該当するものが行われていない有価証券（以下この号及び次号において「譲渡制限のない有価証券」という。）であつて、次に掲げる者以外の者が所有するものの売買</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 当該譲渡制限のない有価証券の発行者である法人（外国法人を含む。以下この号において同じ。）の役員（取締役、執行役、会計参与及び監査役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下この号において同じ。）又は発起人その他これに準ずる者（当該法人の設立後に当該法人の役員又は株主その他の構成員のいずれにも該当しない期間があり、かつ</p>	<p>（有価証券の売出しに該当しない有価証券の取引）</p> <p>第一条の七の三 法第二条第四項及び第六項に規定する政令で定める有価証券の取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。</p> <p>一〜六 （略）</p> <p>七 取得勧誘のうち法第二条第三項第二号イからハまでに掲げる場合に該当するもの、売付け勧誘等のうち同条第四項第二号イからハまでに掲げる場合に該当するもの、組織再編成発行手続のうち法第二条の二第四項第二号イ若しくはロに掲げる場合に該当するもの又は組織再編成交付手続のうち同条第五項第二号イ若しくはロに掲げる場合に該当するものが行われていない有価証券（以下この号及び次号において「譲渡制限のない有価証券」という。）であつて、次に掲げる者以外の者が所有するものの売買</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 当該譲渡制限のない有価証券の発行者である法人（外国法人を含む。以下この号において同じ。）の役員（取締役、執行役、会計参与及び監査役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下この号において同じ。）又は発起人その他これに準ずる者（当該法人の設立後に当該法人の役員又は株主その他の構成員のいずれにも該当しない期間があり、かつ</p>

、当該期間が連続して五年を超える場合の発起人その他これに準ずる者を除く。）

ハ 当該譲渡制限のない有価証券の発行者である法人の主要株主（法第六十三条第一項に規定する主要株主をいう。以下ハにおいて同じ。）又は当該主要株主（法人である場合に限る。）の役員若しくは発起人その他これに準ずる者（当該主要株主である法人の設立後に当該法人の役員又は株主その他の構成員のいずれにも該当しない期間があり、かつ、当該期間が連続して五年を超える場合の発起人その他これに準ずる者を除く。）

二 当該譲渡制限のない有価証券の発行者である法人の子会社等（法第二十九条の四第三項に規定する子会社その他これに準ずる法人をいう。以下ニにおいて同じ。）又は当該子会社等の役員若しくは発起人その他これに準ずる者（当該子会社等の設立後に当該子会社等の役員又は株主その他の構成員のいずれにも該当しない期間があり、かつ、当該期間が連続して五年を超える場合の発起人その他これに準ずる者を除く。）

ホ (略)

八〇十一 (略)

（有価証券報告書の提出を要しないこととなる有価証券の範囲等）
第三条の五 法第二十四条第一項ただし書に規定する政令で定める有価証券は、株券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で株

、当該期間が連続して五年を超える場合の発起人その他これに準ずる者を除く。以下この号において同じ。）

ハ 当該譲渡制限のない有価証券の発行者である法人の主要株主（法第六十三条第一項に規定する主要株主をいう。以下ハにおいて同じ。）又は当該主要株主（法人である場合に限る。）の役員若しくは発起人その他これに準ずる者（当該主要株主である法人の設立後に当該法人の役員又は発起人その他これに準ずる者のいずれにも該当しない期間があり、かつ、当該期間が連続して五年を超える場合の発起人その他これに準ずる者を除く。）

二 当該譲渡制限のない有価証券の発行者である法人の子会社（法第二十九条の四第三項に規定する子会社をいう。）その他これに準ずる法人又はこれらの役員若しくは発起人その他これに準ずる者

ホ (略)

八〇十一 (略)

（有価証券報告書の提出を要しないこととなる有価証券の範囲等）
第三条の五 法第二十四条第一項ただし書に規定する政令で定める有価証券は、株券とする。

<p>2 (略)</p> <p>券の性質を有するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(会社以外の発行者に係る有価証券報告書の提出を要しないこととなる有価証券の範囲等)</p> <p>第四条の十 法第二十四条第一項ただし書(法第二十七条において準用する場合に限る。次項及び次条において同じ。)に規定する政令で定める有価証券は、優先出資証券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で優先出資証券の性質を有するものとする。</p>	<p>2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(会社以外の発行者に係る有価証券報告書の提出を要しないこととなる有価証券の範囲等)</p> <p>第四条の十 法第二十四条第一項ただし書(法第二十七条において準用する場合に限る。次項及び次条において同じ。)に規定する政令で定める有価証券は、優先出資証券とする。</p>
--	---